中小企業いばらき

June
6
No.716
2018

【クローズアップ】

平成30年度　茨城県中小企業団体中央会 事業計画の概要

写真　第63回通常総会

CONTENTS

ひたち野　1
クローズアップ　2
ニュースフラッシュ　7
インフォメーション　11
Voise
組合等トップインタビュー　13
経済・労働リサーチ　15
お知らせ　17
業況リポート　18
中央会だより　20

発行所・編集発行人
茨城県中小企業団体中央会
http://www.ibarakiken.or.jp/
〒310-0801　水戸市桜川2-2-35　電話029-224-8030（代）

表紙の紹介

第63回通常総会　平成30年度事業計画・収支予算などを決定

茨城県中小企業団体中央会

本会は５月31日（木）、水戸市の県産業会館で第63回通常総会を開き、多数の来賓を始め、県内各地から会員組合の代表者ら150名が出席した。

渡邉武会長は、「我が国経済の先行きについては、雇用所得環境と海外経済の緩やかな成長を背景に、回復のテンポを速めていくと予想されている。しかし、県内の中小企業・小規模事業者の多くは、賃金上昇による人件費の増加や原材料費、仕入れ価格の値上がりなどで収益の改善が進まず、依然として景気回復の実感のない厳しい状況が続いている。一刻も早く、景気回復が県内の多くの中小企業・小規模事業者にまで浸透し、好循環の成長の波に乗れるよう努めていきたいと思う。中央会としては、連携組織に対する唯一の専門支援機関として、組合組織の強化をはじめ、中小企業・小規模事業者の経営力強化、早急な対応が求められている人手不足や事業承継等の支援に全力で取り組んで行く」と挨拶した。

その後、来賓を代表して、小野寺副知事、山岡県議会議長から祝辞をいただいた。

総会では、渡邉会長が議長となり、平成29年度事業報告・収支決算、30年度事業計画・収支予算など５議案を審議、全議案とも原案通り可決決定した。

総会に先立ち行った表彰式では、県知事表彰の優良組合３組合、組合功労者３名、並びに中央会会長表彰の優良組合５組合、組合功労者８名、組合優秀専従役職員10名に対し表彰状が授与された。

（７ページに関連記事）

小野寺副知事

山岡県議会議長

臨席された来賓の方々

青年中央会会長に就任して

茨城県中小企業青年中央会
会長　吉澤　慎一
（茨城県中古自動車販売商工組合青年部会）

茨城県中小企業青年中央会は、42年という長い歴史の中、歴代会長をはじめ、諸先輩方々の多大なるご尽力・ご功績により、それぞれの業界及び組合の次世代を担う経営層や指導的役割を果たす人材の育成、多くの出会い・気づきの場として重要な役割を担ってきました。

去る５月14日の第42回通常総会において、茨城県中小企業青年中央会の第21代会長という大役を仰せつかることとなり、改めて責任の重さを身に染みて感じているところです。

前任の荒井直前会長は、３年間にわたり青年中央会活動にご尽力いただき、創立40周年記念式典や関東甲信越静ブロック中小企業青年中央会の幹事県をはじめ、様々な事業において果たされた役割は大きく、改めて感謝申し上げます。私もその職責を引き継ぐにあたり、先輩方々が築いてきた歴史を尊重しつつ、時代にあった運営を心がけ、当会の更なる発展のため全力を尽くす所存です。

さて、我が国経済は緩やかな改善傾向が続いており、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況も改善傾向にあるとされておりますが、改善の度合いは規模、業種、地域等によって異なることに加え、少子高齢化や人口減少など、中小企業の抱える問題は少なくありません。個々の企業ではできないことを補完するのが組合活動であり、その中核を担うのが組合青年部だと考えております。地域、業界、業種の枠を越えた連携を図ることで、課題解決に向けた取り組みや新たなビジネスチャンスにつなげられるよう組合青年部を支援するとともに、各種事業における交流を大切にし、茨城県中小企業団体中央会並びに茨城県中小企業レディース中央会との連携を図りながら、地域経済、業界の発展と次世代を担う会員の資質向上に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、関係機関をはじめ友好団体、各組合青年部並びに中央会事務局の皆様から日頃のご支援とご協力に深く感謝の意を表しますとともに、今後の変わらぬご指導ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成30年度
茨城県中小企業団体中央会 事業計画の概要

去る5月31日、本会は第63回通常総会を開き、平成30年度の事業計画を決定しました。本年度、本会が取り組む事業の概要を紹介いたします。各事業に関して、活用したいというご相談等がございましたら、お気軽にお問合せください。

※文中の《 》内は各事業の担当課　《全》全課　《総》総務企画課　《経》経営支援課　《連》連携推進課

平成30年度の事業実施にあたって

茨城県中小企業団体中央会
会長　渡　邉　　武

わが国の経済は、雇用所得環境の改善が続くなかで、海外経済の緩やかな成長を背景に、回復のテンポを速めていくと予想されています。しかし、県内の中小企業・小規模事業者の多くは、賃金上昇による人件費の増加や原材料費、仕入価格の値上がりなどから収益改善が進まず、依然として景気回復の実感のない厳しい状況が続いています。また、米国政府の関税引き上げなどの保護主義的な貿易政策の運営が、為替の円高化や世界貿易の縮小に繋がる可能性があり、国内景況への影響が懸念されています。

わが国は人口減少社会に入り、国内の市場規模は縮小し生産年齢人口も減少しています。また、経営不振や後継者難等の理由から廃業する事業者が増加しており、国内の事業者数も減少しています。地域の活力が失われつつある中で、わが国経済が持続的に成長していくためには、地域の経済と雇用を支える中小企業の活力強化が必須となっています。

こうした中、中小企業が成長・発展していくには、お互いの経営資源を補完し合い、共同の力で経営課題の解決に取り組む中小企業組合をはじめとする連携組織の役割がますます重要となっています。特に、深刻化する人手不足や事業承継問題に対応していくには、連携組織を通じて生産性向上や事業の引継ぎを図っていくのがより有効であると強く感じています。

本会は、中小企業組合等連携組織の専門支援機関として、本年度も、全力を挙げて中小企業の成長・発展に向けて会員組合及び組合員企業の経営支援活動を行ってまいります。重点活動として、既存組合等に対する活性化・運営支援や新たな組織化の促進など連携組織の拡充強化に努めるほか、中小企業・小規模事業者の事業承継や労働力確保、生産性向上、経営力強化などの取り組みを強力に支援してまいります。

本年度も、さらなる研鑽に努めながら、「信頼される中央会」、「成果に結びつく支援」をモットーに、中小企業の支援に尽力してまいりますので、皆さまの一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成30年度の重点活動事項

1. 巡回訪問等による既存組合等に対する活性化・運営支援の強化
2. 新規組合の設立並びに新たな組織化の促進
3. 組合等の人材育成の推進
4. 農商工連携・地域資源活用等に関する支援
5. ものづくり基盤強化と技術継承の支援
6. 中小企業の事業承継対策への支援
7. 企業の生産性向上、経営革新、海外展開等経営力強化に向けた支援
8. 中小商業・サービス業、商店街等の活性化支援
9. 中小企業及び組合のIT化推進支援
10. 外国人技能実習制度に関する適正化支援
11. 労働施策の周知・活用促進等による働き方改革に向けた支援
12. 下請中小企業等に対する支援
13. 中小企業組合等に対する消費税軽減税率導入対策への支援
14. 中小企業組合等に対するBCP（事業継続計画）策定への支援
15. 青年中央会及び組合青年部、レディース中央会及び組合女性部活動の支援
16. 中小企業及び官公需適格組合の受注機会確保の支援
17. 中小企業等の環境経営活動の支援
18. 中小企業支援ネットワーク構築の推進

1．中小企業組合等の設立支援等

⑴設立相談への対応《全》

中央会内に相談室を設け、未組織中小企業者や任意グループ等に対して設立する際の具体的な方法や手続き等を支援する。場合によっては、現地支援等を行うなど積極的な連携組織化支援を行う。

⑵小企業者組織化特別講習会《連》

小企業者の組織化促進や小企業者組合の運営向上、小企業者の経営向上を図るための講習会を開催する。

【小企業者組合】

従業員の数が５人以下（商業・サービス業は２人以下）の企業を「小企業者」といい、これらの小企業者が構成員の2/3以上を占める組合を「小企業者組合」という。

⑶連携・組織化推進事業《連》

コーディネート支援を必要とする企業やグループの案件発掘、計画具体化を図るために連携支援を行うとともに、新事業に意欲のある中小企業者に対し、新事業展開や連携組織等について支援を行い、組織化（組織形成）を推進する。

また、ものづくりネットワーク、新分野進出、新連携体構築等一定のテーマを有する中小企業グループ・任意団体等を対象に出会いの機会の提供や専門家を活用しての運営支援、各グループ等にマッチした連携組織の提案、結成・活動支援など総合的な支援を行う。

【対象】　７グループ等

⑷小規模事業者連携促進事業《連》

創業間もない小規模事業者、既存小規模事業者の問題解決を図るため、小企業者組合を始めとする連携組織の形成を促進する。

２．中小企業組合等の運営支援

⑴巡回訪問事業《全》

組合等を業種別に分類して、それぞれの担当指導員を定め、組合事務所等を訪問して、組合運営の適正化や事業の活性化に向けた提案などの支援を行う。また、課題を抱える組合等からの要請に応じて随時訪問し、課題の抽出・整理、取り組み策の提案などを行う。

⑵小企業者組合等に対する支援《全》

小企業者組合等に対し、経営、経理、税務、組合運営等についての実地指導・支援を行う。

⑶組合等役員研修事業《総》

組合運営を牽引する組合役員の資質の向上、見識の向上等を図り、組合活性化を図ることができる人材を養成するため経済及び経営に関する研修会を開催する。

▲組合等役員研修事業（新春講演会）

⑷組合等役員・組合員研修事業《経》

社会経済環境の変化に対応できる組合等の役員及び組合員を養成するため経済、経営、法律、労働、環境、ITなど時宜に合ったテーマの研修会を開催する。

⑸組合等事務局役職員研修事業《経》

組合等の事務局役職員を対象に組合等の運営・管理の適正化を図るための研修会を開催する。

⑹組合等活性化支援事業《経》

経済が高度化・複雑化している中、多くの組合等では専門家の助言・指導を得なければ解決できない課題・問題を抱えていることから、組合の決算・税務処理や労務管理、組合運営に対する法律問題対策など会計・税務、経営、法律、労働に関する高度な専門知識を要する課題について、専門家を派遣するなどして課題解決を図る。

▲税理士を招聘しての税務相談

⑺外国人技能実習制度適正化事業《経》

外国人技能実習生共同受入れ事業を行う事業協同組合（監理団体）並びに組合員（実習実施機関）による不正行為の防止を図るため、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家並びに中央会指導員が適正化指導を行う。また組合間の情報連携のほか、監理団体に対する適正化に向けた講習会の開催等を行う。

⑻組合等機能革新支援事業《連》

厳しい経営環境を組織の力で打開し、経営革新や共同事業の活性化等に資するため、共同事業の再構築等による機能強化など、組合機能を革新させるため実践的な支援を行う。

【対象】　　２組合等

⑼組合等競争力強化支援事業《経》

組合等の連携組織力を活かした生産性の向上、販路開拓など競争力強化による取り組みに対し間接補助により支援する。

【内容】

補助対象数	２組合等
補助額	上限300千円
補助率	2/3以内
補助対象経費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、車両借上料、借損料、見学実習費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費

⑽組合等取引力強化推進事業《経》

中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るため、小企業者組合が行う共同販売・宣伝、組合員の事業･企業紹介等のため組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して助成（補助）

する。

【内容】

補助対象数	２組合等
補助額	上限200千円
補助率	2/3以内
補助対象経費	謝金、旅費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

⑾消費税軽減税率対策窓口相談等事業《経》

消費税引き上げの影響と対応状況を的確に把握し、中小企業者が円滑な消費税転嫁を行えるようにセミナーを開催するとともに、消費税の価格転嫁等に関する相談窓口を設置する。また、価格転嫁カルテルや表示カルテルの組成に向けた取り組みを講習会等で支援する。

⑿コンピュータ・ネットワーク設置運営《総》

コンピュータ機器等クライアント・サーバーネットワークシステムの構築を図り、中小企業及び組合等が抱える課題に的確かつ迅速な支援を行う。また、データを整備・蓄積し、容易に検索することができる体制を整備する。

３．調査・研究

⑴労働事情実態調査事業《総》

県内中小企業1,300社を対象に労働事情実態調査を行い、この結果等を労務管理関連指標として情報提供を行う。

⑵中小企業政策問題研究事業《総》

中小企業及び組合等の経営実態を総合、金融・税制、商業、工業、労働の分野毎に把握し、中小企業施策等に関する提案を検討するための研究会を開催する。

⑶業界景況ウォッチング事業《総》

会員組合等の役職員50人を連絡員に委嘱し、毎月、中小企業の景況や業界の動向、要望等を収集する。本情報は、機関誌（中小企業いばらき）や中央会のホームページで周知する。

⑷中小企業景況調査事業《総》

中小企業基盤整備機構では全国の中小企業約19,000社を対象に、４半期ごとに業況判断・売上高・経常利益等のDI値を産業別・地域別等に算出する景気動向調査を実施。当会では同機構から委託を受けた全国中小企業団体中央会からの受託事業として、県内調査（調査員12名、調査企業数60社）を実施する。

⑸資料収集加工事業　２組合（２テーマ）《総》

他の模範となる先進的組合の事業展開ノウハウ等を収集・加工し、事業活性化の一助とするため、これを他の組合等に普及する。

⑹業種・業態別研究事業《経》

産業のグローバル化の進展、業種・業態間競争が激化する中、業種・業態別の組合代表者等から、各業種業態で抱えている経営課題を抽出。専門家を活用して、連携組織を活用した解決策を見出すとともに、今後の活性化策を研究する。

⑺組合青年部活動研究事業《経》

社会経済環境の変化に伴い組合活動も時代に対応していかなければならない。そのためには、次代を担う後継者等の育成が急務であることから、組合青年部の設置促進について研究する。

⑻小企業組合調査研究事業《総》

小企業組合の動向把握、施策情報の収集及び周知等を行い、これを小企業者組織化指導に役立てる。

４．情報の提供・広報

⑴情報提供事業《総》

情報誌、新聞紙面等を通じて、国・県等の各種重要施策やそれらの活用事例、組合等の運営事例などの情報を提供する。

①機関誌「中小企業いばらき」　毎月1,250部発行

②茨城新聞紙面の「中央会ニュース」　毎週月曜日掲載

③中央会ホームページでの情報発信

④国や県等で発行している中小企業対策に関するパンフレット等を入手し配布提供する。

⑵連携組織普及啓発事業《総》

中小企業組合は共同事業を通じて中小企業の経営を補完しているとともに、経済活動において大きな役割を果たしているが、認知度の低さは否めない。そのため、中小企業連携組織の活動を映像化し、中央会ホームページやインターネットを通じて広く周知配布することで、各組織及び傘下中小企業の事業の拡大や経営安定化を図るとともに、連携組織化の促進に資する。

⑶中小企業連携組織ブランド力向上事業《連》

県内組合等が一堂に会し、行政、関係機関、一般県民等に対して、組合等の活動状況等を広く周知するとともに、中央会の活動を周知啓蒙することで中小企業連携組織の普及拡大を図る。

▲ショッピングセンターでの組合活動普及イベント

⑷経営革新計画策定等普及広報事業《経》

組合運営の活性化、活発化を図っていくためには組合員企業の活力強化が必要である。経営革新計画承認制度、同計画の策定の必要性を周知するためのセミナー等を開催する。

▲経営革新承認制度普及啓発のための経営革新フォーラム

⑸組合等後継者育成・青年部活動普及事業《経》

組合青年部を通しての後継者等の育成、青年部活動の普及を通じて組合青年部の設置促進を図る。

⑹組合等女性活躍支援・女性部活動普及事業《経》

組合女性部の活動支援、組合女性部の普及を通じて組合女性部の設置促進を図る。

⑺官公需施策普及広報事業《経》

官公需適格組合及び官公需受注の普及啓発を通じて中小企業及び中小企業組合の受注拡大を図る。

⑻官公需総合相談センター事業《経》

平成22年６月18日に閣議決定された「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会内に「官公需総合相談センター」を開設。センター事業として、「官公需ポータルサイト」を活用した情報の提供、官公需適格組合制度の概要や取得申請・更新等に関する助言等、中小企業者からの官公需情報に関する問い合わせに対応する。

５．組合・組合員等の労働対策

⑴次世代育成支援対策推進センターの運営《総》

厚生労働省から「次世代育成支援対策推進センター」に指定されたのを受けて、組合傘下企業を対象に、次世代育成支援対策推進法及び一般事業主行動計画の策定・推進等の啓発・相談等を行う。

⑵労働事情実態調査事業（再掲）《総》

６．中小企業の組合、組合員等の人材育成対策

⑴茨城県中小企業青年中央会の育成《経》

組合等の活性化を図るためには次代を担う後継者等の養成が必要である。当会の青年部組織である「茨城県中小企業青年中央会」の育成を通して後継者等の養成を図る。

⑵茨城県中小企業レディース中央会の育成《経》

組合等の組織活性化においても女性の活躍が求められている。当会の女性部組織である「茨城県中小企業レディース中央会」の育成を通じて、女性の活躍促進を図る。

⑶茨城県中小企業団体職員互助会の育成《総》

組合等の専従役職員で構成される「茨城県中小企業団体職員互助会」は、会員同士の交流や研修会の開催、各種給付金の支給を行っている。当会として互助会の運営を支援する。

７．組合、組合員企業の金融支援

⑴金融制度促進事業《連》

県等の融資制度の普及・相談等について対応するとともに、県制度融資に係る「認定窓口」として、その業務を行う。

⑵中央会推薦貸付制度（商工中金）《連》

商工中金と提携し、地域資源活用や環境対策など中央会が支援するテーマに積極的に取り組む組合・組合員を対象に、中央会が推薦することで優遇利率による金融支援（「中央会推薦貸付制度」）を行う。

８．組合員企業等の経営力強化

⑴連携・組織化推進事業（再掲）《連》

⑵地域特産品開発支援事業《連》

地域特産品等の販路拡大のためのマッチング会の開催やマーケティング戦略の習得を目的とした人材育成塾を開催することにより、県内中小企業等による地域資源の活用や農商工連携による新商品開発・販路開拓を支援するとともに、地域の中核的な人材を育成する。

▲販路拡大のためのマッチング会（フードビジネスフェア）

⑶経営革新等支援機関としての中小企業経営支援《経》

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として平成24年12月に認定されたのを受け、中小企業の経営に寄り添う親身な支援機関として、他の認定支援機関（中小企業支援機関、金融機関等）とも連携し、経営の分析から経営計画の策定、その後のフォローアップ等中小企業の経営力強化のための様々な支援メニューを展開する。

⑷経営革新計画策定等普及広報事業（再掲）《経》

⑸いばらき商人塾事業《連》

中小商業者が魅力ある個店づくりに取り組むための実践的知識を習得する研修及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を行うことで、中小商業及び商店街の活性化を促進する。

⑹ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発支援事業《経》

これまでに、ものづくり補助金事業により導入した機械装置で製造した商品や試作開発した商品の販路開拓、販売促進に係る各種の支援活動を行うこと

で、補助事業者の売上、収益増加、コスト削減のための事業終了後のフォローアップ等の支援を行う。

⑺革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業《経》

平成28年度補正の当事業について、事業実施管理並びに事業のフォローアップ等の支援を行う。

⑻ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業《経》

平成29年度補正の当事業について申請書受理から採択等補助手続きをはじめ、事業実施管理並びに事業のフォローアップ等の支援を行う。

⑼コアクション21の普及促進《経》

「エコアクション21」はISO14001の規格をベースに環境省が策定した、中小企業にも取り組みやすい環境経営システムの認証・登録制度。当会では、「エコアクション21地域事務局いばらき」として、制度の普及啓蒙、認証・登録審査の申込受付、可否判定などの業務を通して、中小企業の環境への取り組みを側面から支援する。

9．指導員等の能力開発《総》

⑴全国中央会及び関東甲信越静ブロック指導員等研究会への参加

指導員等の資質の向上を図るため、全国中央会及び関係機関をはじめとする各種研修会に指導員等を派遣する。

10．共済制度の普及促進《総》

組合及び組合員事業所の経営安定、福利充実等を図るため、各種共済制度の普及を行う。

⑴中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員のための社外積立型の国の退職金制度。

⑵小規模企業共済制度

（独）中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための積み立てによる退職金制度。

⑶中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）制度

取引先企業が倒産した場合に連鎖倒産を防止するための共済制度。

⑷特定退職金共済制度

茨城県中央会が生命保険会社と提携して実施している中小企業の従業員のための退職金制度。

⑸中央会共済制度（三井生命保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱との連携）

中央会会員組合に所属する組合員の事業主、組合員に勤務する役員・従業員を契約者とする生命保険や労働災害等を補償する団体扱いの保証制度。

⑹中小企業PL（製造物責任）保険制度、海外PL保険制度

製造物責任や海外展開に伴うリスクに備えた中小企業の専用保険制度。

⑺個人情報漏えい賠償責任保険

個人情報保護法対応した中央会会員専用保険制度。

⑻中央会取引信用保険制度

取引先の債務不履行等により被る損害の一定割合を補償する制度。

⑼イベント保険制度

組合等が主催・共催するイベント事故に備える補償制度。

11．中小企業運動、陳情・建議、施策創設への提言

⑴中小企業政策問題研究事業（再掲）《総》

⑵専門委員会の開催《総》

中小企業及び組合等のニーズ・課題は多岐にわたっており、中央会としてより詳細なニーズ・課題等の現状把握が必要になっている。このため、総合、金融・税制、商業、工業、労働の5つの専門委員会を設置し、中央会の役員に委員を委嘱し、各業界の課題等について協議検討し、問題解決のための合意形成を図る。

⑶中小企業運動《総》

①第70回中小企業団体全国大会

全国の中小企業団体の代表者らが参加し、国等に対して中小企業振興施策の強化充実等の要望等を提出し、その実現を図る。

開 催 日　平成30年9月12日（水）
開催場所　京都府京都市
「上七軒歌舞練場」及び「西陣織会館」

▲昨年の長野県松本市での第69回中小企業団体全国大会

②その他

中小企業に対する政策などの要望事項を国や県などに建議・陳情し、その実現を図る。

⑷茨城産業会議への参画《総》

県内中小企業や中小企業団体の活性化を図るため、当会を含む県内経済4団体で茨城県産業会議を構成する。本県の産業・経済界の重要課題について研究討議し、問題解決に向けた提言や啓発活動を行うことにより、県内中小企業及び中小企業団体の活性化を図る。

12．表　　彰《総》

通常総会その他の催しにおいて、他の模範となる優良組合、組合功労者、優秀専従役職員等の表彰を行う。

また、会員組合等の記念式典等において、その申請により一定の要件を満たす場合に表彰を行う。